

医療提供体制等について

直近の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、県民や事業者の皆さんのご協力のおかげで、一定の低減傾向の兆しも見えつつありますが、介護施設や医療機関においてクラスターが発生しており、予断を許さない状況に変わりはありません。

今後も引き続き、各医療機関や関係団体とも連携しながら、検査体制の拡充や医療提供体制の整備に取り組み、感染患者に対する診療と一般診療の両立の観点に立った体制を整備します。

1 医療提供体制の整備

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制については、感染症指定病床に加え、一般病床等を含めた病床を確保し、感染患者の診療と一般診療の両立を図りながら、感染患者の発生に対応しています。

具体的には、一般診療への影響を最小限とするため、一定の病床数を常に確保するのではなく、県内の感染状況に応じてフェーズを3つに分け、フェーズごとに必要となる受入病床数をあらかじめ設定した上で、段階的に受入体制を整えることとしており、受入病床については、6月19日に厚生労働省から示された、新たな患者推計に基づくピーク時における推計療養者数を上回る数を確保しています。

現在、三重県はフェーズ2（感染拡大期）からフェーズ3（まん延期）の移行期にあり、各受入医療機関との調整の結果、フェーズ2における受入可能病床209床に119床を加え、即時受け入れ可能病床として328床（重症者51床）を確保しています。今後も、県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、一般診療に与える影響等も考慮のうえ、引き続き、病床確保に向けた調整を行っていきます。

なお、病床確保に係る費用や受入に際し必要となる設備の導入などについて、引き続き支援していきます。

そのほか、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが見込まれることから、新型コロナウイルス感染症対策協議会において専門家の意見も聞きながら、医師会等とも連携し、地域の実情に応じた身近な医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制の整備に向けて、10月末を目途に取り組んでいます。

2 宿泊療養施設の確保

感染の拡大により患者が増加した場合において、医療機関の負担を軽減し、重症化のリスクがある患者をしっかりと治療できる医療体制を維持するため、株式会社ＪＴＢ三重支店の協力を得て、症状が軽快した方等を受け入れる宿泊療養施設を約100室確保し、8月13日からその運営を開始しています。

入所する療養者は、年齢や基礎疾患の有無など重症化のリスクを考慮し、症状が軽快傾向にある方（無症状の方も含む）で、医師が入院の必要がないと判断した方を前提としていますが、今後の国の方針もふまえ、引き続き適切に対応していきます

なお、施設の借り上げ期間については、今後の感染の拡大状況によるため、現時点で明確な期間を設定していませんが、借り上げが終了した際には、施設内の消毒を行い、元どおり宿泊施設の営業をしていただきます。

3 検査体制の強化

感染患者の早期発見と感染拡大防止の観点から、検査体制の強化に取り組んでいます。

検体採取体制については、帰国者・接触者外来に加え、各都市医師会や地元自治体とも連携しながら、検体採取を集中的に実施する「地域外来・検査センター（ＰＣＲ外来）」を11か所で開設しています。

また、検査体制について、県保健環境研究所においては、ＰＣＲ検査機器を追加で1台配備し、検査能力を拡充するとともに、今後、より迅速に診断が可能となる抗原検査機器（定量）を新たに配備することとしています。

さらに、検査に協力いただく医療機関に対しても検査機器を追加配備することで、行政検査協力医療機関を2か所から4か所としたところであり、今後さらに拡充し10医療機関とすることを予定しています。

これらの取組により、さらなる検査体制の充実を図っていきます。

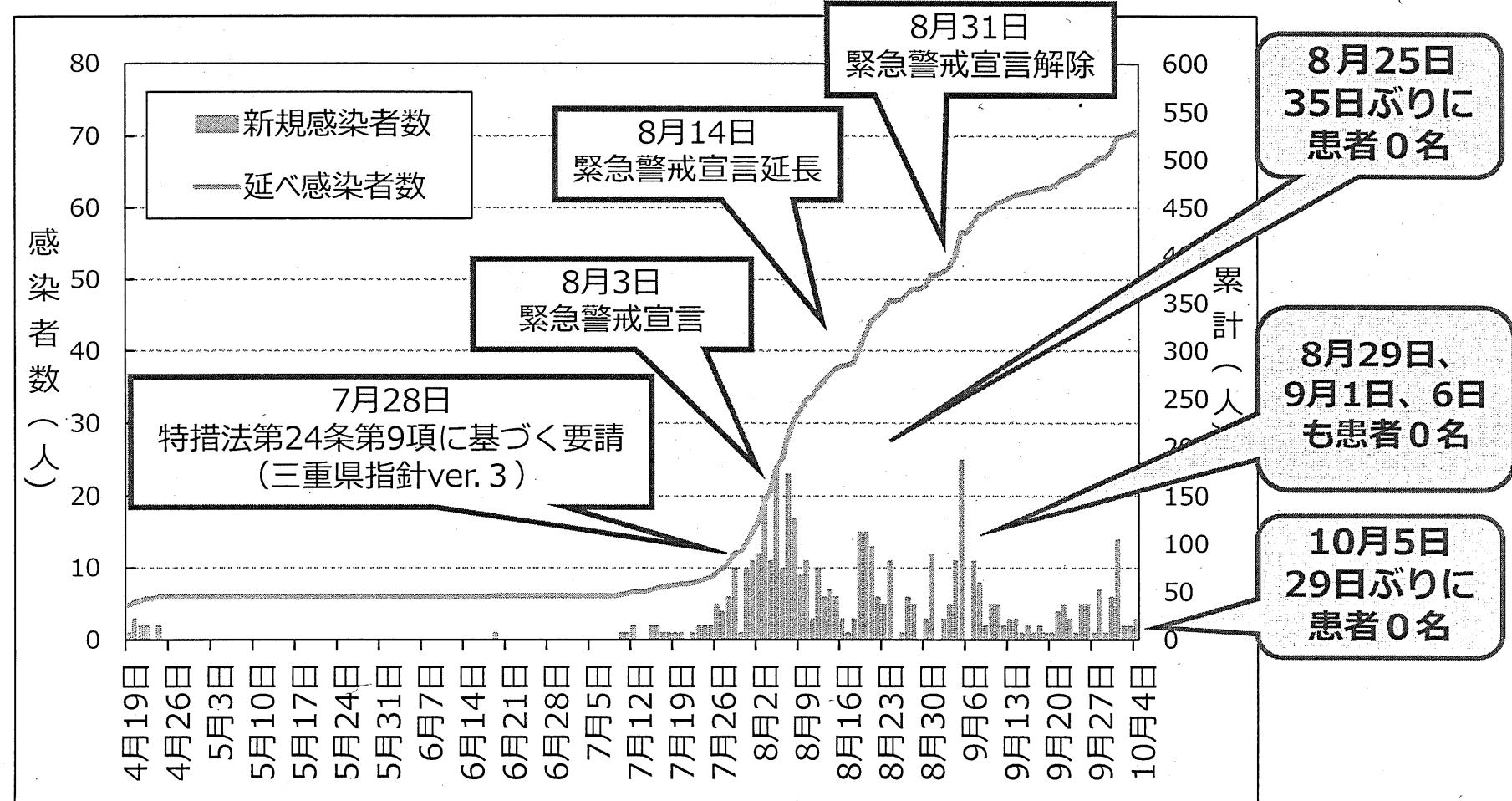
新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況 (n=530,R2.10.5時点)

◆8/1 新規感染者人口10万人あたり2.5人超え⇒緊急警戒宣言 (8/3)

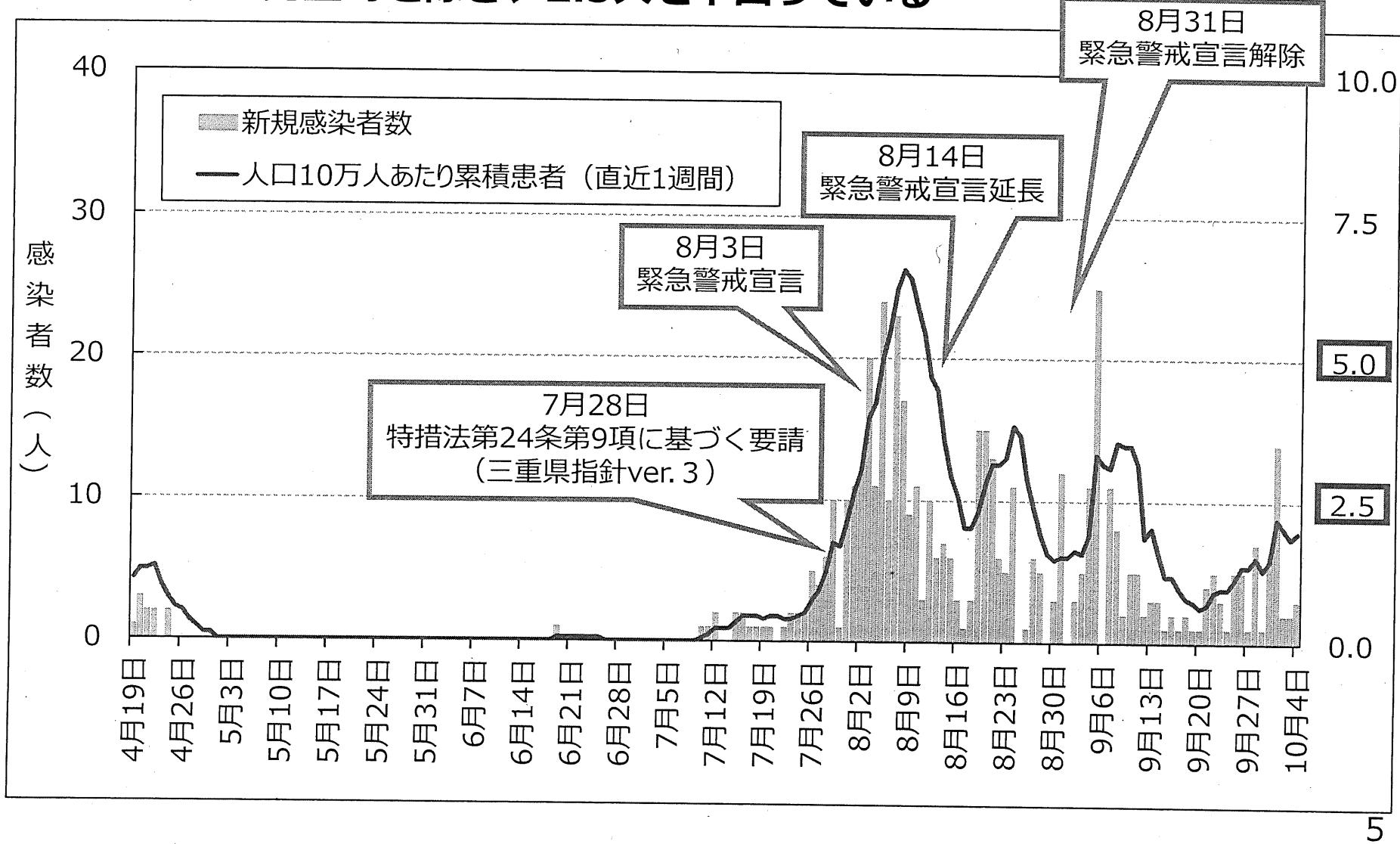
8月中下旬 新規感染者の発生は低減傾向⇒緊急警戒宣言解除 (8/31)

9月上旬以降 クラスター発生による一定の増はあるものの低減傾向継続



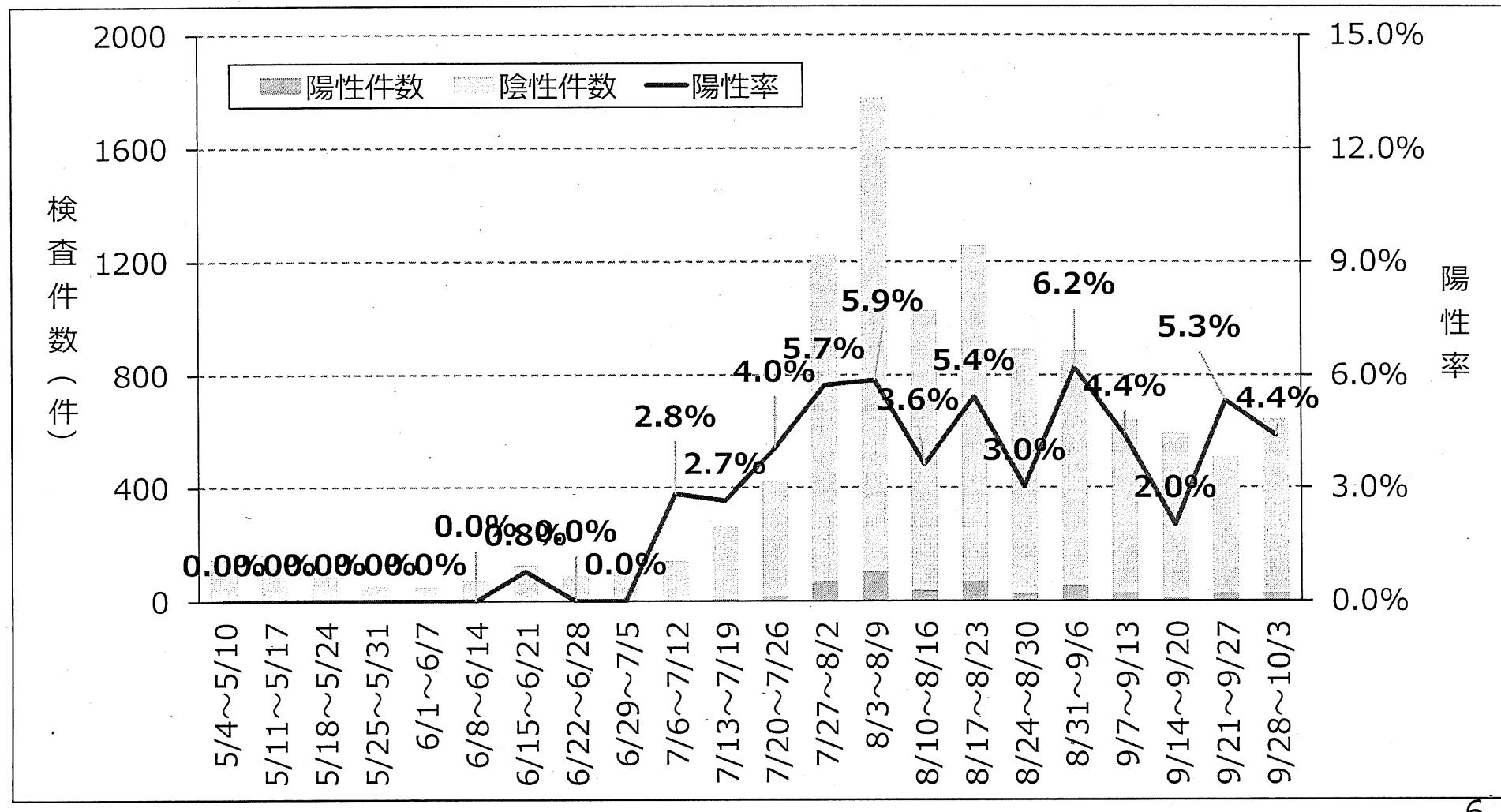
県内患者発生状況 (n=530, R2.10.5時点)

◆人口10万人あたりの新規感染者数は、緊急警戒宣言を解除した後
クラスター発生時を除き、2.5人を下回っている



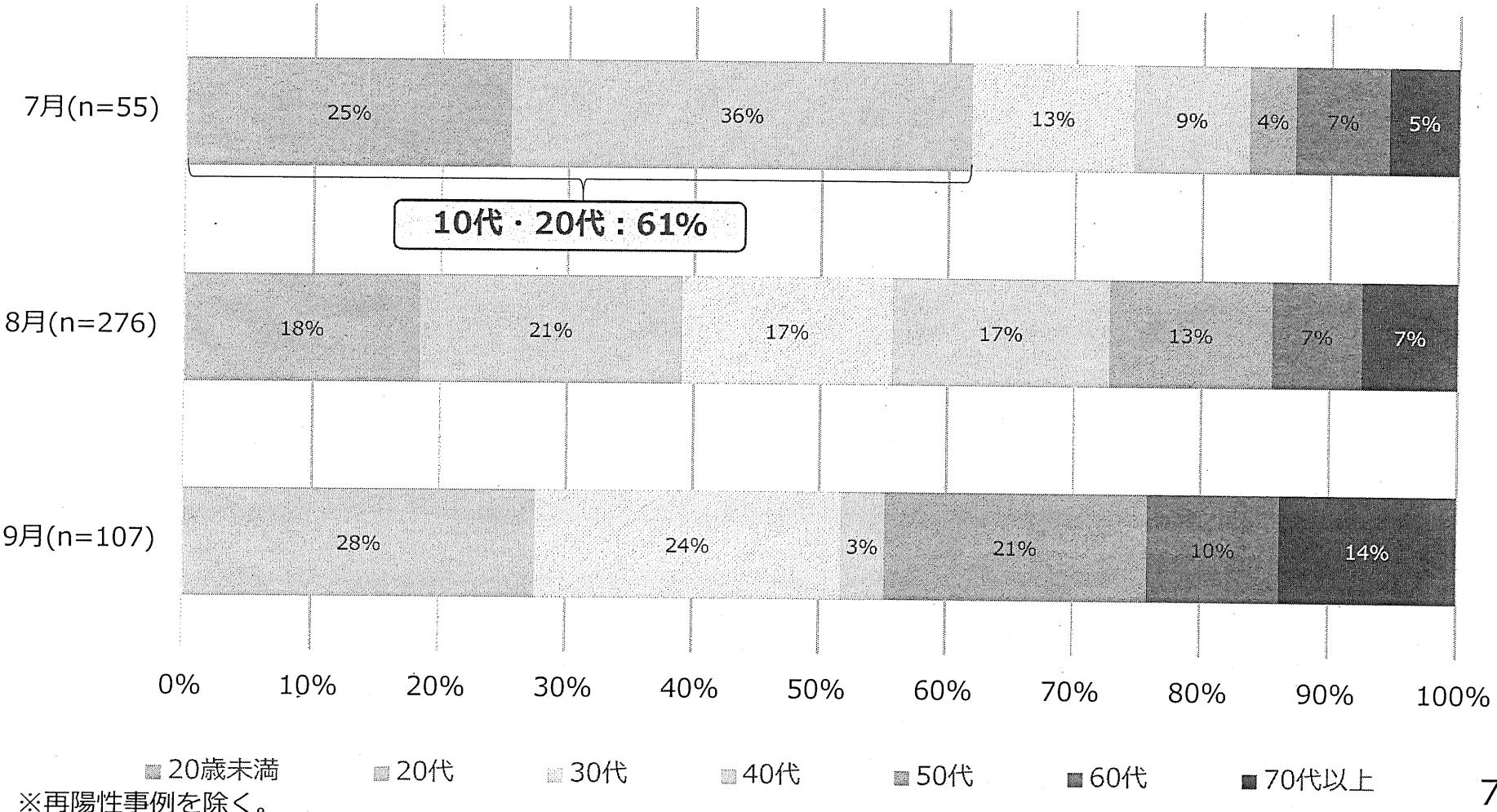
PCR検査件数・陽性率 (R2.10.3時点)

- これまでの検査件数は13,243件で、陽性率は4.0%
- クラスター発生等の影響もあり、8月3日～9日の期間で1,784件の検査を実施（8月7日には過去最高となる359件の検査を実施）



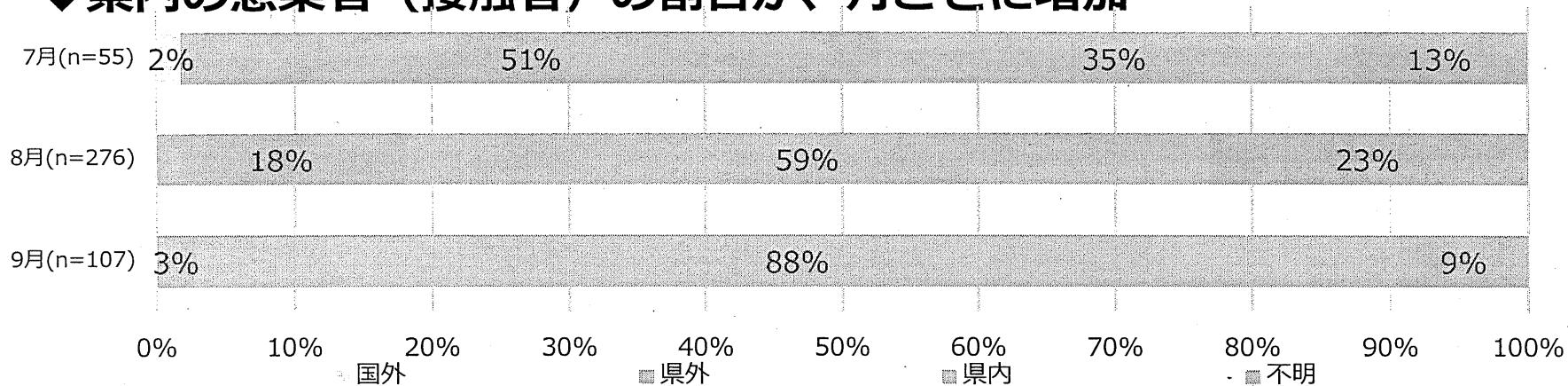
県内患者の年齢別発生状況（7/6～9/25）

7月：10代・20代が半数以上（61%）
8,9月：家族内感染やクラスターの影響などにより、各年代で感染が拡大

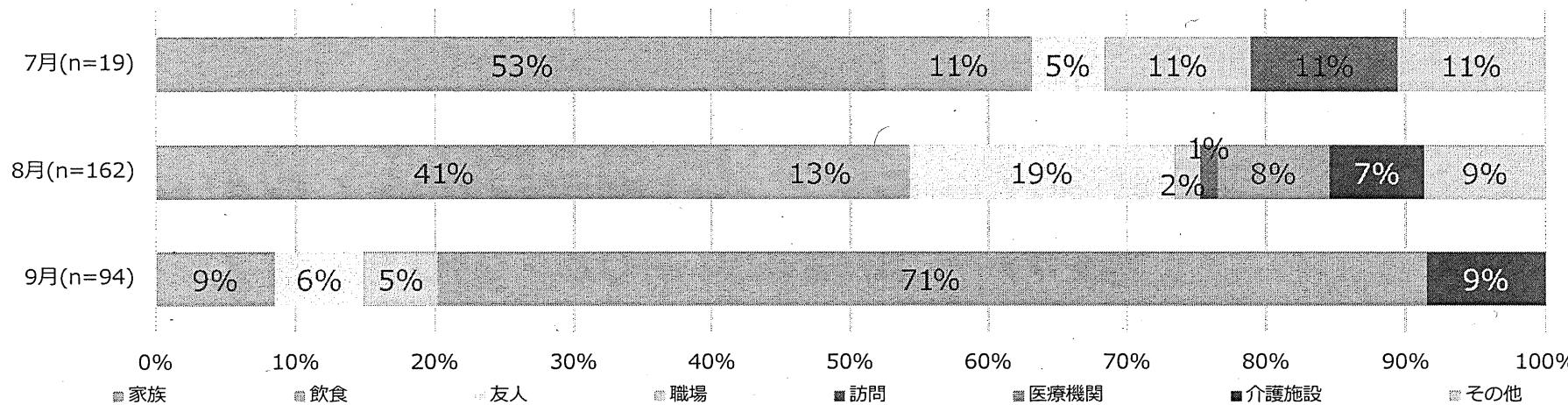


感染経路に関する状況（7/6～9/25）

◆県内の感染者（接触者）の割合が、月ごとに増加



県内での感染由来について、7～8月は家族からの感染が主だが、
9月はクラスターの影響で医療機関での感染割合が急増



クラスター発生への対応

クラスター①

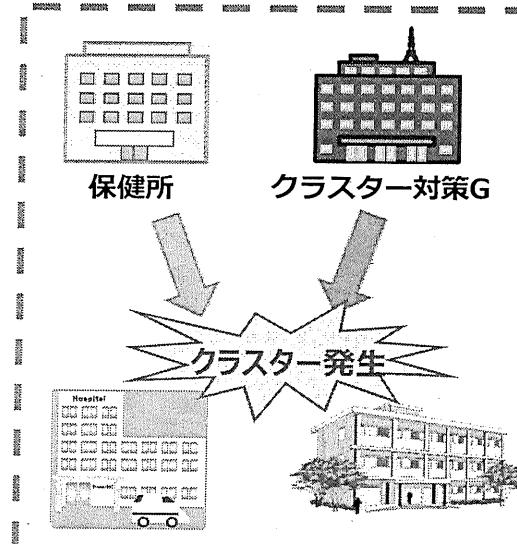
- 概要：特別養護老人ホームで発生したクラスター：施設入所者を中心に感染が拡大
- 感染者数：20名(職員1名、入所者19名) ※9/13以降、新規感染者の報告なし
- 対応：クラスター発生施設へ県クラスター対策Gを派遣

クラスター②

- 概要：医療機関で発生したクラスター：入院患者を中心に感染が拡大
- 感染者数：69名(職員14名、入院患者55名) ※9/25以降、新規感染者の報告なし
- 対応：国クラスター対策班の派遣、現地対策本部(県・国・医療機関)設置

クラスター③

- 概要：通所介護事業所で発生したクラスター：施設利用者を中心に感染が拡大
- 感染者数：14名(職員4名、施設利用者10名)
- 対応：四日市市保健所へ県クラスター対策Gを派遣



①入院調整・患者搬送

⇒現地にて陽性者の病状を確認し、入院先、搬送方法を決定

②接触者調査

⇒接触者のPCR検査を行い、感染状況を迅速に把握

③施設内消毒・感染管理

⇒県内医療機関より感染管理認定看護師の派遣を要請し、現地でゾーニング、消毒等の感染防止策を指導

④施設の運営支援

⇒関係団体に対し専門職員派遣の協力を要請し、運営を継続

モニタリング指標について

モニタリング指標等に係る現況

＜県指標＞ 「三重県指針Ver.5」モニタリング指標（10/1～10/5の5日間）

指標	水準	期間	10/5時点
新規感染事例数	3	直近5日間	3
新規感染者数	10	直近5日間	21
入院患者数	20		51 (10/5 9時現在)

＜国指標＞ 分科会から提言された目安となる指標（10/5時点）

医療提供体制等の負荷	監視体制			感染の状況					
	①病床のひっ迫具合 (確保病床の占有率)	②全療養者数 (人口10万人当たり)	③PCR陽性率	④新規報告数(直近一週間の人口10万人当たり)	⑤直近一週間と先週一周の比較	⑥感染経路不明割合			
三重県の状況	現時点病床数 15.5%	最大病床数 14.0%	現時点病床数 3.9%	最大病床数 3.9%	3.22人	4.0% (10/4公表分まで)	1.58人	1.04倍 先週1.52人	17.7% (10/4時点)
ステージⅢの指標	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	直近一週間が先週一週間より多い	50%
ステージⅣの指標		50%以上		50%以上	25人以上	10%	25人以上	直近一週間が先週一週間より多い	50%

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

モニタリング指標について

- ・7月にモニタリング指標の水準を上回ったことから特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施中であり、解除についても、開始時と同じモニタリング指標を活用することが適当
- ・今後、軽症者・無症状者は自宅療養、宿泊療養が主体となるなど政策転換が行われることが確実

現状においてモニタリング指標の見直しはせず、今後の法令・通知改正等を踏まえたうえで、新たなモニタリング指標を検討



- ・ただし、医療提供体制が強化され、指標設定当時よりも医療負荷となる水準が緩和されている状況であることから、今回の協力要請解除についてはモニタリング指標の考え方を保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標について、設定当時と現在の医療提供体制の差を考慮し、置き換えた目安を設定

指標	水準	解除目安	期間
新規感染事例数	3	3	直近5日間
新規感染者数	10	※20	直近5日間
入院患者数	20	※50	

※新規感染者数：新規感染者は、まず入院となることから、確保病床数を比較（設定当時の約2倍）

※入院患者数：現在、軽症者、無症状者は宿泊療養施設に短期間で移行可能なことから、確保病床数に宿泊療養室数を加えて比較（設定当時の約2.5倍）